

魚津市告示第21号

地縁による団体の認可について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第260条の2第1項に規定する地縁による団体を認可したので、次のとおり告示する。

令和3年3月8日

魚津市長 村椿 晃

- 1 名称 天神野新自治会
- 2 規約に定める目的
天神野新自治会は、次に掲げる地域的な共同活動を行うことにより、良好な地域社会の維持及び形成に資することを目的とする。
 - (1) 会員相互の親睦に関する事
 - (2) 美化、清掃等区域内の環境整備に関する事
 - (3) 防犯、防火及び防災に関する事
 - (4) 福祉の向上、健康増進に関する事
 - (5) 青少年の健全育成に関する事
 - (6) 祭事、体育及び文化の向上に関する事
 - (7) その他会の目的達成に関する事
- 3 区域 魚津市天神野新、東尾崎749番地及び小川寺5944番地から5947番地まで
- 4 事務所 魚津市天神野新191番地
- 5 代表者の氏名及び住所 関口 謙三 魚津市天神野新197番地
- 6 裁判所による代表者の職務執行の停止の有無並びに職務代理者の選任の有無 無
- 7 代理人の有無 無
- 8 規約に解散の事由の定め 有
総会の議決に基づいて解散する場合は、総会員の3分の2以上の議決を得なければならない。
- 9 認可年月日 令和3年3月3日